

## 国立大学法人福島大学次期学長候補者の決定について

令和7年12月2日  
国立大学法人福島大学  
学長選考・監察会議

国立大学法人福島大学学長選考・監察会議において、次期学長候補者を決定したので、国立大学法人福島大学学長選考規則（以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1. 学長候補者

佐野 孝治 （ 現 理事・副学長（総務担当） ）

#### 2. 任期

令和8年4月1日 ～ 令和12年3月31日

#### 3. 学長候補者の選考理由

国立大学法人福島大学学長選考・監察会議は、「国立大学法人福島大学 学長選考基準」を踏まえ、所信・質問会での回答・学長候補適任者ヒアリング等を総合的に判断し、また、意向投票の結果を参考に選考した結果、佐野孝治氏を学長候補者として決定した。

候補者は、高潔な人格と広範な学識を備え、対話を重視し希望を持って福島大学の改革に取り組む姿勢を示している。教職員や学生の主体性を尊重し、業務改革や研究力向上に尽力する意志がある。また、地域連携や多様性の推進にも積極的で、財政面や人件費の課題も責任を持って対応しようとしている。さらに、現場の声に耳を傾け、具体的な改革計画や課題解決策を持ち、リーダーシップと柔軟な調整力を兼ね備えている点から次期学長候補者として適任であると判断した。

#### 4. 学長選考・監察会議における学長選考の過程

##### （1）学長候補適任者の推薦届出

令和7年9月3日から9月17日まで、規則第5条第2項に基づき、福島大学役員、教職員及び経営協議会学外委員（学長選考・監察会議委員を除く。）から学長候補適任者の推薦を受け付けた。

(2) 学長候補適任者の決定

第25回学長選考・監察会議（10月14日）において、「(1)」により届出のあった者について規則第4条に定める基準を満たす者であるか審査を行い、当該者（1名）を学長候補適任者として決定した。

(3) 学長候補適任者に対する所信の提出依頼・所信の公表

「(2)」で決定した学長候補適任者へ、規則第8条に基づき、所信の提出を依頼し（10月14日）、当該学長候補適任者の所信を受領・公表した（10月16日）。

(4) 学長選考意向聴取委員会の質問書の作成

学長候補適任者からの所信に対し、国立大学法人福島大学学長選考実施規程（以下「規程」という。）第10条に基づき、学長選考意向聴取委員会において質問書を作成し、学長候補適任者へ送付（10月31日）。当該質問書に対する回答を求めた。

(5) 質問会の開催・学長候補適任者の質問書回答受領・公表

所信に対する質問書への回答及びその質疑応答の場として、質問会を開催した（11月10日）。また、学長候補適任者より質問会の質疑応答を踏まえた質問書への回答を受領・公表した（11月12日）。

(6) 学長候補適任者ヒアリング

第26回学長選考・監察会議（11月18日）において、規則第10条第2項に基づき、学長候補適任者に対するヒアリングを行った。

(7) 意向投票

学長候補適任者について役員及び教職員の意向を聴取するため、規程第11条に基づき、意向投票を行った（11月25日～12月1日）。

(8) 学長候補者の選考

第27回学長選考・監察会議（12月2日）において、規則第10条に基づき、所信・質問会での回答・学長候補適任者ヒアリング等を総合的に判断し、また、意向投票の結果を参考に選考した結果、佐野孝治氏を学長候補者に決定するとともに、規則第12条に基づき同氏に学長就任の内諾を得た。

以上